事件番号　　　平成２６年（ワ）第３３４０号，第８８７５号

次回期日　　　２０１５年6月９日午前１０時００分

原　　告　　　菱木政晴　外

被　　告　　　国　外２名

原 告 第 ５ 準 備 書 面

［台湾在住原告ら及び若者世代原告らの被侵害利益について］

２０１５年5月２９日

大阪地方裁判所

第１８民事部　合議１係　御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士　　　加　島　　　宏　（代　表）

弁 護 士　　　中　島　光　孝　（事務局）

上記２名の外８名

（記名捺印欄　別紙）

第１章　台湾在住原告らの被侵害利益について

第１　はじめに

原告らのうち第２次訴訟原告番号１９４番から同２２２番までの２９名は台湾に居住する台湾人および台湾原住民族である。

台湾原告らが本件参拝によって侵害された権利は，訴状に記載したとおり，日本国民のみならず全世界の人民が生まれながらに有しており，さらに国際人権法等によっても保障されている，内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利および回顧・祭祀に関する自己決定権，さらには，台湾原住民族原告についてはＢ規約２７条により保障される「自己の文化を享有し，自己の宗教を信仰しかつ実践」する権利である。

台湾原告らがこうむった精神的損害の理解に必要な歴史的背景として，日本による台湾植民地政策の歴史，その中で靖國神社が果たしてきた役割等を，以下に述べる。

第２　歴史的背景

１　植民地支配のはじまり

１８９５年４月１７日，日清戦争の終わりと共に，下関条約によって，台湾地域（台湾島と澎湖諸島）が清国から日本へ割譲された。樺山資紀を初代総督として同年６月１７日，台湾総督府が開庁した。これに対して割譲を阻止しようとする運動もあったが，同年１１月１４日，台湾総督府により台湾平定宣言が出された。この時期の抗日運動の中で，１８９６年，雲林地方において大規模な武装蜂起があり，日本軍により多数の民家が焼き払われ，住民が虐殺された。

陸軍近衛師団長として台湾制圧にあたった北白川宮能久親王は，台湾植民地戦争中に戦死または病死し，台湾各地に建設された神社の祭神とされ，現在は靖國神社に合祀されている。

２　台湾原住民族の抗日運動と台湾総督府による原住民政策

（１）台湾には，中国本土から漢民族が移住してくる前から「台湾原住民族」がいた。現在，台湾政府により認定を受けた原住民族は１６ある。

原告らのうち史亜山（スーアーサン）（原告番号１９７），伍木松（ウームゥスォン）（同１９８），伍美珠（ウーメイツウ）（同１９９），伍萬壽（ウーワンスォウ）（同２００），因卡美明（インカメビン）（同２０１），高金素梅（カオチンスーメイ）（同２１０），張　嘉　琪（ツァンチヤーティー）（同２１３）は，台湾政府により認定された「台湾原住民族」の出身である。なお，因卡美明は訴状では「インカーメイミン」としたが「インカメビン」の表記に変える。

台湾原住民族は，前記の「平定」宣言後も日本の植民地支配に頑強に抵抗し続けた。

山地に住む抗日原住民族の存在は，台湾総督府にとって，樟脳資源と檜の

森林資源獲得の大きな障壁であった。そこで，台湾総督府は，１８９８年１１月，「匪徒刑罰令」を布告，原住民族の弾圧を強化した。この匪徒刑罰令による抗日台湾住民，原住民の処刑は１９０２年までの５年間だけでも３２０００人にも達したといわれる。

１８９５年１２月，台湾東北部で「土匪」が日本軍を襲撃したのに対し，日本軍は台湾人２８００人を殺害した。

１８９６年1月，台北郊外で抗日台湾人が日本語の教育所を襲撃したのに対し，日本軍は数千人の台湾人を殺害した。

１９０２年には，日本は原住民族第討伐を行い，裁判の上５３９名を死刑とし，臨機処分（裁判なし）で４０４３名の台湾原住民族を殺害した。

台湾原住民族の抗日運動により死亡した日本人および抗日台湾人討伐作戦で戦死した日本兵らは，現在，靖國神社に合祀されている。

（2）第４代台湾総督児玉源太郎のもと，民政長官に就任した後藤新平は，原住民族行政を警察機関に一本化することとし，総督府の警務局及び地方警務部の中に「蕃務警察」を設け，「蕃地」およびそこに居住する「蕃人（すなわち原住民族のこと）」に関する監察，整備，授産，教育，衛生，交易，蕃地開発等を担当させることとした。

１９０８年から１９１２年にかけて，台湾総督府は，霧社，ホーゴー社，マヘボ社，眉渓，と順次警察官駐在所を設置し，霧社地区一帯の原住民族支配体制を整えていった。１９１０年以降は霧社教育所，霧社公学校，マヘボ教育所，ボアルン教育所等の教育施設を設置し，また，日本人警察官の子どものために設置された霧社尋常小学校に主力部落の子どもたちの入学を許すなどして，原住民族の子どもらの「同化」政策を進めていった。

さらに，第５代台湾総督佐久間左馬太は，１９１０年から１９１４年にかけて，陸軍と警察部隊により原住民族支配を固める「蕃地討伐５カ年事業」に着手した。１９１４年，「討伐軍」は，太魯閣族を制圧した。この制圧作戦で出た日本側戦死者２２００余名は，現在，靖國神社に合祀されている。

（3）「霧社事件」として知られる有名な武装蜂起・弾圧がある。

霧社は，台湾中央部，中央山脈の高山の西側に位置する，現在の南投縣仁愛郷であり，日本統治時代は台中州能高郡霧社と呼ばれていた。この霧社地域には，タイヤル族ら１１の部族が生活をしていた。霧社一帯は樟脳などの資源が豊富で，これを欲する日本軍警部隊との間で，たびたび衝突の原因となっていた。

１８９７年２月，台湾横貫鉄道線路探検の任にあたっていた陸軍歩兵大尉深掘ら１３名が，霧社近辺のミナケン渓付近でタイヤル族に遭遇し，全員殺されるという事件があった（深掘事件）。これに対して１８９８年，総督府はタイヤル族討伐作戦に着手した。山中での戦いは，昔からこの一帯で狩猟生活を続けるタイヤル族に有利であったが，台湾総督府は霧社地区一帯を封

鎖し，食糧等の補給路を断つ作戦に出，１９０３年，霧社地区の原住民族らは日本に帰順した。深堀大尉一行１４名および討伐作戦での日本兵戦死者１４名は，現在，靖國神社に合祀されている。また，この掃討作戦の様子が，被告靖國神社の敷地内に設置されている大灯篭の基壇部分に「台湾平定」と題するレリーフとして残されている。

前項に述べた「同化政策」の一環として，霧社にも公学校が設置されていた。後述する台湾神社の神社祭前日（毎年１０月２７日）は公学校で運動会が予定されていた。これは台湾原住民にとっては日本文化の押しつけであり，これに抵抗する原住民族が１９３０年１０月２７日，運動会場を襲撃した。これが霧社事件である。

台湾総督府はこれに対し，すぐさま警察隊，軍隊を霧社に派遣し，総攻撃を開始した。同年１１月２１日にはほぼ鎮圧され，日本軍は撤退を開始したが，この闘いにより，霧社一帯の抗日部落住民１２３６人のうち半数以上の６４４人が犠牲となった。鎮圧にあたった日本軍戦死者２２名，日本警官戦死者６名は靖國神社に合祀された。

霧社事件後，台湾総督府は抗日部族を徹底的に鎮圧し，１９３１年１２月２日には「理蕃政策大綱」を通達して新しい理蕃事業として原住民族の皇民化政策を開始した。

（４）このように，日本軍による台湾植民地政策は，台湾人，なかでも台湾原住民族にとっては虐殺の被害の歴史であった。台湾人原告らにとって被告靖國神社は，自らの祖先，家族を殺害した加害者が「神」として祀られている場所であった。

3　台湾における靖國神社

１９０１年１０月２７日，台湾総鎮守として台湾神社が設けられた。祭神は北白川宮能久親王および開拓三神（大国魂命・大己貴命・少彦名命）であった。北白川宮能久親王は陸軍軍人でもあり，台湾割譲後，台湾征討近衛師団長として抗日運動の弾圧にあたった人物である。これを祭神とする神社は，台湾全土に６０社建立され，「国のための死の顕彰」という観念の普及の舞台となった。

１９４４年６月，台湾神社は台湾神宮と改称され，天照大神が増祀された。天照大神とは，天皇一族の先祖とされるニニギノミコトに「日本」を治めよと命令したとされる神であり，天皇をもって現人神とする思想の根拠となっている。

霧社事件以降，台湾総督府は皇民化政策の一環として国家神道の布教に力を入れ，台湾の若者たちは祭神として顕彰されること（すなわち国家のために死ぬこと）を名誉と教え込まれ，台湾原住民族が「高砂義勇隊」として組織される基盤となっていった。

４　太平洋戦争の勃発と強制徴用

１９４１年に始まった太平洋戦争が激化するにつれ，１９４２年，台湾において特別志願兵制度が開始され，さらには１９４４年，台湾人にも兵役義務が課せられることとなった。

原告因卡美明（インカメビン）の父（雲玉堂）には，３人の弟がいたが，ある日，日本人警官が家に来て「４人のうち１人を残して皆南洋に行くように」と命じ，長男であった雲玉堂だけを残して，３人の弟は全員強制的に日本軍に徴兵された。その３人のうち２人（日本名有村健三，有村武夫）は現在，被告靖國神社にて合祀されている。原告張　嘉　琪（ツァンチヤーティー）は，原告因卡美明の子であり，上記の合祀されている２人は原告張嘉琪の大叔父にあたる。

このように，台湾原告らの先祖である植民地支配下の台湾人たちは，自己の選択によらず，一方的に「日本人」とされ，特別志願兵制度により戦地へと連れていかれ，その多くは戦死した。さらに，戦死した台湾人は，実際には植民地政策の被害者であるにもかかわらず，被告靖國神社によって，「英霊」として加害者と共に合祀された。

第３　台湾原住民族の回顧・祭祀に関する自己決定権，少数民族としての自己の宗教を信仰し実践する権利

１　皇民化政策

前述の「蕃地討伐５カ年事業」は，台湾原住民族抗日運動鎮圧事業であるとともに，台湾原住民族の風俗習慣を変更させる事業でもあった。たとえば日本語の普及，日本名の強要，入れ墨の禁止などがそれである。霧社事件後は，皇民化政策が強力に進められた。

台湾原住民族には，「GAGA（ガアガア）」と呼ばれる原住民族独特の守られなくてはならない規範がある。GAGA に違反する行為に対しては神の祟りもありうる。

２　台湾原住民族の祖霊祭祀の方法

「GAGA」の一つに，祖霊祭祀の方法がある。

台湾原住民族の考え方によると，人間の霊魂は，その人が死ぬと「ウットフ」と呼ばれるようになるが，部族によって違いがあるものの，故人の遺体を家の敷地内に埋葬するのが伝統とされている。狩猟民族として移動生活を送るタイヤル族では多少違いがあるものの，いずれにしても先祖の遺体を自分たちの生活を守ってくれるものとして，自分たちの身近に埋葬して祀っておかなくてはならないとされている。このような少数民族独自の文化は，市民的及び政治的権利に関する国際規約（Ｂ規約）２７条に保障されており，アイヌの聖地が水没するようなダム事業認可を違法とした二風谷ダム判決においても，Ｂ規約２

７条，憲法１３条に基づく文化享有権として保障されていると判断された。

家族を靖國神社に祀られるということは，台湾原住民遺族にとっては，GAGAに従って先祖を身近に祀っておくことができないということを意味し，自らの方法で祖霊を祭祀する権利を侵害されていることとなる。

３　還我祖霊運動

小泉純一郎元首相による２回目の靖國神社参拝後の２００２年８月１０日，原告因卡美明および原告高金素梅は，被告靖國神社を訪問し，遺族の同意もなく，しかも加害者と被害者を共に同じ神社に合祀することは許されないとして，叔父ら台湾原住民族の分祀を求めた。ところが被告靖國神社は，被害者である台湾人らも「国事に殉ぜられた方々である」としてこれを拒絶した。

翌年である２００３年１月１４日，当時の内閣総理大臣であった小泉純一郎は，３度目の靖國神社参拝を敢行した。

同年２月１７日，原告因卡美明および原告高金素梅らは，靖國神社，国，小泉純一郎を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した（大阪台湾靖國訴訟）。同事件控訴審判決において，小泉元首相による公式参拝は，被告靖國神社の宗教を助長，促進の役割を果たしており，「憲法２０条３項の禁止する宗教的活動に当たる」と判断された。同訴訟原告らの損害賠償請求は棄却されたが，同訴訟原告らは，違憲との司法判断が出た以上は日本の内閣総理大臣による靖國神社参拝が繰り返されることはないだろうと信じ，上告しないこととした。

２００５年６月１４日，原告因卡美明，原告高金素梅および原告張嘉琪らをはじめとする台湾原住民族ら約６０名は，再度，靖國神社を訪れ，第一鳥居前において先祖の霊を取り戻す還我祖霊行動を取ろうとし，日本の警官隊と衝突した。

このように，台湾原告らは，長期間にわたり，祖先の霊魂を取り戻すためのさまざまな活動を行ってきた。被告靖國神社は，当然これを熟知しながら，内閣総理大臣の公式参拝を受け入れることにより，台湾人犠牲者らの魂を自らの教義普及に利用している。さらには，「内閣総理大臣による参拝は違憲」との司法判断にもかかわらず，これを無視して本件参拝を協力的に受け入れ，繰り返し台湾人犠牲者らの魂を利用した。

第４　台湾在住原告らの平和的生存権

１　戦争の準備行為としての本件参拝

被告靖國神社が「日本を戦争できる国にするための神社」であること，そして，平和憲法改悪の思想を持ち，そのための具体的政策を準備してきた被告安倍がこれを参拝することが，戦争の準備行為に該当することは，すでに訴状，原告ら第４準備書面で述べたとおりである。原告らの第４準備書面提出後，被告安倍は米国上院下院において安全保障法制を整える旨明言し，２０１５年５

月１５日，集団的自衛権の行使を可能にすることなどを盛り込んだ安全保障法制関連法案を国会に提出した。これにより戦争開始に向けた危険はさらに具体化されたといえる。

２　台湾における戦争の危険性

台湾は，地理的に日本と中国の中間に位置し，有事の際には否が応でも巻き込まれる危険が高い。現在，沖縄県与那国島において陸上自衛隊の沿岸監視隊や航空自衛隊の移動警戒隊配備の是否が問題となっているが，これは尖閣諸島をめぐる日中間の紛争に備えたものと理解されている。与那国島は琉球群島の最西端に位置し，台湾はそのすぐ隣にある。

このような状況下で，日本が靖國神社公式参拝を含む戦争の準備行為を進めていくことは，台湾原告らが戦時に巻き込まれる危険を高めるものであって，台湾原告らの平和的生存権を侵害するものである。

第２章　若い世代に属する者の被侵害利益について

原告のうち若い世代に属する原告１名について,匿名で本人尋問の申立てをした。しかし，現状では尋問がかなわない状況になっている。匿名を希望せざるを得ない事情が，まさに本件参拝による被侵害利益と関連する。

第１　本人尋問の申立て

１　本人尋問の申立て

２０１５年3月１７日付け原告の証拠申出書５頁記載のとおり,若い世代に属する原告は，ヘイトスピーチ等の被害を受ける可能性が大きいことから，氏名を匿名にして本人尋問の申立てをした。しかし，２０１５年４月１０日弁論後の進行協議において，原告本人の氏名の開示なくして本人尋問の決定はできないとされた。

２　本人尋問を匿名で申立てた理由

（１）ネット社会におけるヘイト・スピーチの存在

日本社会において，外国人，とりわけ朝鮮人・韓国人に対する人種差別デモや集会を組織する排外主義的集団による，生命・身体に対する直接の暴力・加害行為の扇動など，朝鮮民族等の集団に対する憎悪や差別を扇動する言動（以下「ヘイト・スピーチ」とする）が蔓延している。さらには，デモや集会の場だけではなく，匿名で書き込むことのできるインターネットメディアにおける人種差別，排外主義的言論は，近時ますます増大している。

京都朝鮮学校の門前において行われた朝鮮人に対する「朝鮮人は保健所で処分せよ」などの威迫・脅迫行動に対し，京都地方裁判所は，これを人種差別であると認定し，高額の損害賠償と差止めを認め，大阪高等裁判所も一審判決を支持した。

さらに，日本政府は，２０１４年，国際人権条約委員会から，「憎悪および人種主義の表明並びに集会における人種主義的暴力と憎悪に断固として取り組むこと」だけでなく，「インターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチと闘うための適切な手段を取ること」も含めて勧告を受けた（国連人種差別撤廃委員会の第７回乃至第９回日本定期報告に関する総括所見）。

これらの人種差別を扇動するヘイト・スピーチは，個人を恐怖に陥れ，畏怖させ，著しい精神的被害を与え，この日本社会で生きることそのものを萎縮させる効果さえ生じさせている。ヘイト・スピーチは，個人の尊厳や人格権（憲法１３条）を侵害し，平等原則（憲法１４条）に違反するものである。憲法，国際人権規約（自由権規約）２０条２項，人種差別撤廃条約２条１項（ｄ）及び同４条柱書により，日本国は，これら人種差別を扇動する言動を根絶させるための積極的な法的措置をとる責務がある。

（２）匿名で申立てた理由

ア　若い世代に属する原告は，氏名が明らかになることで，ヘイト・スピーチ

を行う排外主義勢力が，同原告の実名をインターネットで明らかにし，その人格を誹謗中傷し，攻撃する可能性が極めて大きいと考えている。さらに，単にスピーチによる攻撃だけでなく，生命・身体に対する物理的攻撃のおそれもあると考えている。

仮に，このような攻撃が現実のものとなれば，単に同原告が精神的に苦痛を受けるというだけでなく，同原告の職場，家庭生活など，生活そのものが破壊される可能性がある。

インターネット空間におけるコミュニケーションが身近であるが故に，若い世代に属する同原告にとっては，ヘイト・スピーチは可能性の問題ではなく，より現実味を帯びた切実な問題である。

このような事情から，同原告は，本件訴訟で自分の主張を明らかにしたいと考えているが，他方，ヘイト・スピーチが蔓延し，前記のとおりこれを不法行為とする裁判例があるにもかかわらず，依然としてこれを許すかのような政治的社会的風潮のもとでは，やむなく匿名でなければ本人尋問を受けることができないと考えている。

イ　ところで，上記原告の懸念が実証されるという出来事がほかならぬ本件訴訟の口頭弁論の直後に発生した。

すなわち，２０１５年４月１０日の口頭弁論の終了直後，在廷していた被告靖國神社への補助参加申立人の女性が，法廷内及び廊下において，傍聴席にいた原告の一人に対し，「お前ら，靖國神社に反対しとる朝鮮人はうるさいんじゃ」，「日本人が靖國参拝して何が悪いんじゃ。反対するのは，チョンコや」，「靖國神社に反対するのは，チョンコや。日本から出て行け！」などと声高に叫び，その後仲間と思われる数人の男性とともに，上記原告を取り囲み，「お前ら，靖國神社に反対するんやったら，日本から出て行け！このチョンコが！」と言って，上記原告の胸を拳骨で叩くように３度突いた。

さらに，上記補助参加申立人の女性は，「手を出さんかい！手を出せ！」と叫び，上記原告の暴力を挑発する言動を行った。その後も，その上記女性と数人の男性は，上記原告に対し，「靖國に反対する者はチョンコや，朝鮮人を日本から追い出せ！」などの言動を行った。

上記補助参加人の女性の上記発言は，まさにヘイト・スピーチそのものである。

若い世代に属する原告が危惧していたヘイト・スピーチが実際に裁判所庁舎内で行われたのである。この事実は，被告らに氏名を開示し，法廷で尋問を受けることの危険性が決して杞憂ではないことを示している。

なお，以上の事実関係は，裁判所職員も目撃しているところである。

第２　若者の平和的生存権等の侵害

１　若者の平和的生存権等

補助参加人の女性による前記ヘイト・スピーチは，被告安倍による本件参拝及び被告靖國神社によるその積極的受入れと連動し，相互に補強しあっている関係にある。被告安倍による本件参拝がなければ，本件訴訟も起きず，また，若い世代に属する原告が危惧するような前記ヘイト・スピーチが現実に起きるはずもない。

若い世代に属する原告が氏名を明らかにして，市民から信頼されるべき裁判所の法廷に安心して出廷して，尋問を受けることができないという事態は，まさに，被告安倍による本件参拝及び被告靖國神社によるその積極的受入れを大きな原因として生じている。

こうした事態は，若い世代に属する原告の内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利，そして平和的生存権をを侵害していることを如実に表すものである。

2　若い世代に属する原告らの被侵害利益について

若い世代に属する原告ら（以下，本人尋問を申請した原告を含め，若い世代に属する原告らを「若者」とする）は，氏名を秘匿して法廷で尋問を受けたいが，上記理由により法廷に出廷することができない。

若者は，本件参拝による自らの権利侵害について，当事者でありながら法廷の尋問において発言できない。そこで，以下，本件訴訟の原告のうち若い世代に属する原告ら（若者）について，①氏名を明らかにできない理由，②尋問されていたら発言していたこと，③②に加え，本件参拝によって女性が受ける権利侵害について述べることとする。

3　男女５名の若者（２０代，３０代）の主張

以下は，原告らのうち，男女５名の若者（２０代，３０代）の主張である。

（1）２０代女性A

原告である２０代女性Aは，以下のことを訴えている。

①　ネット上の中傷にさらされる恐怖，職場への影響

「私が訴訟に関わるうえで，重要視するのは，匿名で陳述などが可能かどうかという点です。なぜ匿名を希望するのかと申しますと，一番に挙げられるのはネットの脅威です。名前が出てしまうと，ネット上での批判・中傷がなされるのは必至です。ネット上での批判・中傷は一時的なもので，実際の生活を送るうえで実害はないと考えられる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし，ネットは一時的な中傷でもほぼ永続的に残ってしまうという大きなデメリットがあります。自分の名前を検索した際に，そのような批判・中傷が出てきてしまうということは精神的苦痛を伴うことは間違いありませ

ん。

また，普段の会社や学校での生活にも今後大きなデメリットとなることは想像に難くありません。例えば，私は普段会社員として勤めており，その会社のホームページに広報として出身大学，名前，顔が出る事も今後検討されています。それは採用活動のために必要な広報として私も理解しており，積極的に貢献したいと思います。しかし，それは同時に，靖國訴訟関連の批判・中傷と会社における個人情報がネット上に掲載されるということを意味します。それが，何らかの方法で誰かに知られた際，批判・中傷が私個人の問題にとどまらないのではないか，という恐怖があります。会社にも何らかの悪影響が出ないだろうか。会社の人に知られたら，何か直接的に言われやしないだろうか。そういった不安が大きくあります。

このように，訴訟を行ううえで，批判・中傷にさらされるという恐怖がある時点で，それは十分な精神的被害といえます。被害を受けている側が，「被害を受けている」ということを言いづらい環境がある時点で，民主主義の理念にも反しているといえるでしょう。自分の思うことを突き通すことは困難なことではありますが，私のような二十代の原告が直面しているのは，『主張したくてもできない』というそれ以前の問題であることを，十分にご理解頂きたいです。」

② 本件参拝が首相の靖國神社参拝に対し異論を唱えることを封じ，抑止する効果を生み，市民の内心の自由形成の権利を侵害したこと

「『平和』ということを考える時，それが非常に曖昧な概念であることに気づきます。『戦争』や『暴力』のある状態は具体的で分かりやすいのですが，『平和』な状態というのはどのようなものでしょうか。例えば，『平和学』では暴力をＡ：目にみえる『直接的暴力』，Ｂ：目に見えない『構造的暴力』，Ｃ：それらを支える『文化的暴力』に分類しているが，これらの暴

力がある状態を『平和』とは言えません。つまり，戦争状態にないことが『平和』の定義ではないのです。①でも述べたように，現在，精神的苦痛を受けている私たちはＢの「構造的暴力」に曝されている状態だといえます。

また，靖國参拝を行う首相の所作は，Ｃの『文化的暴力』にも大きく荷担しています。首相という影響力のある立場にある人物が参拝をすることで，国民のなかでもそれが当然の行いとして認められるようになってきたとしたらどうでしょうか。現段階ではまだ参拝の是非について，議論がなされる段階にありますが，安倍首相の政治動向をみていると，彼は靖國参拝の非を認めない雰囲気を作るような政策をいくつもすすめています。このまま時代が過ぎて行くとき，私たちの意見は発言困難なだけではなく，仲間内での表現すらも規制されてしまうのではないかという危惧があります。」

③　本件参拝が女性の人権を侵害すること

「安倍首相の政策と靖國神社参拝問題のあいだには，慰安婦問題もまた，挙げられるかと思います。安倍政権は一貫して慰安婦の『強制連行』という事実を否定する姿勢を取り続けています。それが一部の人びとのなかでは『慰安婦はなかったのではないか』という誤解を招いている事態も起こりつつあります。私が危惧しているのは，そうした認識が広がるという点，それによって『慰安婦』とされた彼女や彼女たちの遺族の精神的苦痛が消えないという点，そして安倍首相の政権下では女性の人権が本当の意味で守られるのかどうか，という点にあります。

二点目については，安倍政権の否定的な発言，そして彼女たちを犯した日本人が靖國神社に合祀されていることからも明らかです。彼女たちの被害を認めず，加害者である人びとが合祀されている神社へ何の屈託もなく参拝することは，どれほど『慰安婦』とされた人や遺家族の心を痛めつけているか，私たちは考える必要があるでしょう。

三点目は，私たちが主張する『平和的生存権』にも関連してきます。『慰安婦』問題は，日本に限定された特別なものではありません。それは戦争が勃発してしまえば，どこでも起こり得る可能性のある問題です。それは，戦争の実際の担い手が若い男性であり，同じ状況下であれば男性誰もが加害者となり得る問題なのです。『強制』であろうが『自発的』であろうが，女性側にとって身心の上に大きな傷を遺すことになるということが，『慰安婦』問題の根底にある大きな問題なのです。安倍首相はそうした問題の本質を，外交問題としてしかとらえていないように思います。そうした人物が『女性の人権』を主張し，一方で戦争の準備を行い，靖國神社に参拝する事態を，私はうすら寒く感じています。もし仮に，日本が戦争を行うことができる国になってしまったとき，そこで主張される『女性の人権』とはどのようなものでしょうか。靖國参拝をすることで，女性であるからこそつきまとう痛みに寄り添うことなく，否定し，それを主張する人を抑圧するような政権下で，守られる女性の人権はないでしょう。そこで主張されるのは男性的な女性の人権であり，私たちが求める本来の女性の人権ではないと感じています。そこでは，おそらく男性と同様に肩を並べることのできる女性が守られるのです。男性と女性の差異はそこではおそらく『弱い』ものとして捨て去られてしまうのではないでしょうか。『慰安婦』問題と靖國参拝問題にみられる，女性の身心への配慮と外交問題への捉え方の違いは決定的なものです。私は女性として，この問題の間にある大きな溝が，将来的に女性の人権問題にも悪影響を及ぼすのではないかという危機感を持っています。」

（２）２０代女性Ｂ

原告である２０代女性Ｂは，以下のことを訴えている。

①　ネット右翼から誹謗中傷を受ける危険性

「近年では，インターネットの普及や匿名性により，インターネット上で

の誹謗中傷が盛んに行われている。特に，ネット右翼と呼ばれる人びとが急増し，差別的発言が散見されるようになった。加えて，誰でも簡単に情報を得られる状況となっており，少ない情報からでも個人を特定される危険性があり，メディアや公機関の中での発言が慎重にならなくてはならない。そういった背景があり，若者が法廷で自由に発言することで個人が特定され，ネット右翼からの誹謗中傷の的となりかねない危険性を常に含んでいる。こうしたことを考慮すると，若者の法廷での発言は非常に難しいものとなっている。」

② 本件参拝が戦争参加を強いられる恐怖を生じさせること

「安倍の靖國参拝により，中国や韓国との外交関係はより緊張感が増すものとなり，戦争への危険性も非常に現実的なものとなった。靖國神社は戦争に人びとを動員するための精神的支柱として機能しており，国のために戦死した『英霊』を顕彰する施設であり，その性格は今現在でも明確に変わりないものである。そのような戦争へ人を動員するような施設に国の代表である内閣総理大臣が参拝することは，再び戦争が始まるのではないか，戦場に参加させられるのではという恐怖を感じさせ，精神的苦痛を与えるものである。」

③ 戦争が女性の立場を弱くさせること

「将来，自分の子供を産んだとき，戦争が始まってしまうと，夫は戦場に連れていかれ，子供を女性ひとりで育てていかなければならない状況にもなりうる。また，女性であるというだけで，戦争で前線に立たず，社会的に軽視されることになる。（「男は命をかけて戦っているのに対して女は」といったように）そのような状況になれば，ますます女性の立場は弱くなり，戦争に反対することが難しくなるのではないか。このように女性の立場が弱くなると，従軍慰安婦のような問題が再び起こるのではないかと，不安に思う。

また，長男や夫を亡くした場合，経済的にも大きな負荷がかかるし，残された人間として精神的にも非常に苦痛なものとなるのではないか。

私は，私の大切な人たちを戦争によって失いたくはないし，女性が屈しなければいけない社会にはしたくない。」

（３）３０代男性Ｃ

原告である３０代男性Ｃは，以下のことを訴えている。

①　ネットによる個人攻撃により精神的苦痛を受け，現実生活に深刻な被害をもたらすこと

「原告は，首相安倍の靖國神社参拝によって精神的に苦痛を受けた者である。いかに国民の権利にかかわる主張といえども，法廷でこうした政治的問題に関連した立場・態度の表明をすることは，職場やコミュニティのなかで異端視される傾向にある。特に今日では，インターネット上で過激な言論を展開するいわゆるネトウヨをはじめ，不特定多数の人々からの攻撃にさらされる危険性も高い。それゆえ，匿名性が担保されていない法廷での陳述は，原告がそもそも精神的苦痛を受けたことを訴えているにもかかわらず，さらなる精神的苦痛を受けねばならなくなる危険性を伴うものである。また上述のインターネット上での攻撃にさらされることは，単にネットという閉じた世界での出来事として止まることはない。インターネットなどは，いまや国民の日常生活と不可分であって，ネット世界の出来事は現実の社会的生活と連動している。そのため，ネット上での言論がそのまま現実の社会生活に影響を及ぼすことは，ほとんど不可避である。特に若者の場合，被害の陳述それ自体が今後の就職などにとって著しく不利に働くことも懸念される。このように，被害を訴える行為が二次被害・三次被害といったさらなる被害を招きかねないということが，原告の法廷での陳述に向かう姿勢を消極化させているのである。こうした陳述とメディアをめぐる問題は，近年のインターネ

ットをめぐる諸事件からも容易に想像できることである。国民を取り巻くメディアの問題は，今後も国民がみずからの権利を堂々と主張しうるだけの環境を構築するに当たり，十分に配慮すべき問題である。」

違う言葉で言えば，「私は，今回の裁判で自分の意見を表明したいという気持ちがあります。私が被害を受けたことを多くの人に知って欲しいし，それを司法に認めて欲しい，そして被告に謝って欲しいからです。けれども，私には，今回のような国家を相手にした裁判にかかわって法廷で原告として被害の陳述をすることに大きな躊躇があります。というのも，私の将来の希望が，原告として陳述することで，奪われてしまうかもしれないと思うからです。私には将来，自分が望んだ企業に就職して，自分自身の人生を充実したものにしていきたいと願っています。けれども，そうした素朴な将来の希望にさえ，深刻な影響を及ぼすような気がして，陳述することに踏み切れないというのが正直な気持ちです。今日では，ネットではネトウヨなどをめぐる問題があります。いくら正当な主張であっても，社会的に少数派であることは，ネット社会のなかで標的にされやすくなります。また，靖國神社をめぐる問題は，東アジアにおけるナショナリズムの高まりとともに，多くの人々が政治的に関心を持っていて，過激な言論に流れやすい傾向を持っています。排外的なナショナリズムに立った匿名の人々によってネットで攻撃されることは，おそらく避けられないし，もしそうした攻撃にさらされたら，自分自身がとても大きな苦痛を受けるだろうと思います。さらに，ネットで話題になったことで，実際の社会生活においても，社会的に異端視されることも怖いです。そうしたことは，結果的に私の将来にとって大きな不利益になる問題です。

私は，そうした自分自身が社会的に不利益を受ける，あるいは苦痛を受けるということを，必要以上に恐れているのかもしれません。また，自分が正

当だと思う主張をすることに躊躇があるのは，その正しさに自分自身が確信を持てていない証拠だろうといわれるかもしれません。ただし，私自身の現実生活は数多くの様々なメディアに取り囲まれています。テレビを見ない日がないのと同じくらい，インターネットを使わない日がないくらいです。私たちは，それを有益な社会的ツールとして用いながらも，その何処の誰が書いたのかわからない記事が沢山あることや，自分の知らないところで情報が瞬時に広がることを，怖いと感じるときがあります。社会で起こった色々な事件に対し，多くの人が自分自身の意見を主張するのは自由で良いことだと思いますが，残念なことに無責任で人を傷つける意見を平気で書く人たちもいます。実際には，多くの人が無関心で，一部に過激で攻撃的な人がいるだけなのかもしれませんが，過激な人に攻撃されたとき，きっと多くの無関心な人たちは助けてくれないでしょう。むしろ，過激で攻撃的な人たちがやっていることを，無関心であることを通して肯定していくようになるのではないでしょうか。こうした現状についての実感は，実際に私たちが生活を送っていくなかで実はよく直面する問題だろうし，決して私だけが気にしていることだとは思いません。」

②　宗教的・政治的行為である本件参拝が平和な暮らしを脅かしたこと

「そうしたネット攻撃などの事態が懸念されるのは，つまるところ国民の側の人権意識の未成熟という問題であろう。ただし，人権意識の成熟度が如何にしても，政教分離が信教自由と一体である以上，国家が特定の宗教と関係することは国民の内面への干渉に繋がるのであって，首相の靖國神社への参拝は到底許されるものではない。首相の靖國神社への参拝は，　国家の戦争により死に至った人びとに対する慰霊という宗教的な行為であるとともに，戦争による死を積極的に意義付ける政治的な行為でもある。その行為がもつ政治的機能は，単なる過去の歴史をどう評価するのかといった問題にとどま

らない。それは現在の政治状況において，改めて現政権が戦争による死を積極的に意義付けることを意味している。首相による靖國参拝が仮にどれだけ個人的な心情に根差した行為であったにしても，国家による死者利用であり人間の尊厳を踏みにじる行為（人権侵害）であることはもちろん，将来的に生じるかもしれない国民の戦死を肯定するだけの危険性を伴うもので，国民の平和に生活する権利を脅かす行為であることには相違ない。」

違う言葉で言えば，「安倍首相が靖國神社に参拝したことは，私たち国民の生活にとって，とても危険なことだと思います。安倍首相は，戦争の犠牲となった戦死者に対して敬意と感謝の念を捧げると述べたそうですが，死んだ人たちに対して神社という宗教施設に参拝することでかかわるのは，どう考えても宗教行為です。そうすると，首相という立場で靖國神社に参拝するのは，政教分離に違反しているということになると思います。国民の信教の自由を守るうえで政教分離は非常に大事です。その政教分離を首相が理解していないのは，国民の権利についての認識が誤っているのではないかと不安になります。特定の宗教と国家が関係することは，その国家の構成員である国民の内面に踏み込む行為にほかならないでしょう。それは，国家が国民に特定の価値を押し付けるものになるわけですから，決して許されないことだと考えます。また，安倍首相は，靖國神社への参拝を，不戦の誓いを堅持していく決意を新たにするものだと述べたそうですが，戦死者に敬意と感謝の念を捧げる行為は，戦死を美化しているようで何だか怖いです。もし今後，戦争が起こった際には戦争で死ぬ人も出てくるかもしれません。安倍首相が戦死を美化するのは，戦争への反省を大事にしてきた戦後の日本の歴史を踏みにじる行為であるように思います。それに，安倍首相が戦死者に対して謝るのではなく感謝するというのは，国家のために戦争で死ぬことが美化されていた戦前の日本の姿を見ているような気になって，とても不安になりま

す。たぶん，戦前の日本と戦争した国々や，現在の日本と外交関係がよくない国の人びとも不安に思っているのではないでしょうか。靖國神社に参拝することで他国との関係が悪くなると，結果的に私の平和な暮らしが奪われていくような気にさえなってしまいます。外国の人びとと仲良く暮らしていくためにも安倍首相の靖國神社参拝はよくないと思います。安倍首相の靖國神社参拝は，戦争で死んだ人たちを利用して，次の戦争の準備をしているようで，人間の尊厳が大事にされていないようにも思えてきます。」

（４）２０代男性Ｄ

原告である２０代男性Ｄは，以下のことを訴えている。

①　ヘイト・スピーチ攻撃の恐怖という精神的苦痛

「ネット社会が普及して，社会のあらゆる状況が匿名という形で多く発信されるようになった。匿名性という無責任な立場から生まれたいわゆるネット右翼からのバッシングや，特定の民族を乱暴な言葉で排斥しようとするヘイト・スピーチなどが今日の日本社会の状況である。

そのような社会のなかで，自らの意志を裁判という公的な場で述べることすらも，そうした危険にさらされる可能性がある。そうしたネット右翼などが匿名で発言する形があるならば，私たち若者自身も裁判の場でそうした危険を避けるために裁判所は手続きをするべきである。裁判にでてからも，そのような攻撃の恐怖という『精神的苦痛』を与えられる可能性があるという事実を裁判所は知るべきである。」

②　戦争に行きたくないし，靖國神社に祭られたくない

「被告安倍は，これまでの訴訟で参拝が違憲と判断されているのを知っているにもかかわらず，参拝しています。つまり被告安倍は，靖國神社への参拝が違憲行為だと認識しつつも，自身の強い執着に則って，参拝に踏み切るのです。また被告国や被告安倍は，今回の靖國神社参拝に続いて，秘密保護

法の制定や，集団的自衛権の行使容認など，まさに『戦争への準備行為』を着々と進めているように，私には思えてなりません。こうした事実からいま一度申し上げると，被告は私たちの平和的生存権を侵害しています。私は戦争に行きたくありませんし，靖國神社に祀られたくありません。」

（５）２０代男性Ｅ

原告である２０代男性Ｅは，以下のことを訴えている。

①　安心して尋問を受けることができる環境調整の申出

「裁判官は，安心して答弁できる環境を整えるべきだと思う。」

②　本件参拝が北東アジア情勢を緊迫させ，恐怖を生じさせたこと

「過去に違憲判断が出ていると同時に，北東アジア情勢の緊張を高める行為である靖國参拝を一国の首相が平然とおこなったことに恐怖感を覚えた。」

第３　若者の平和的生存権，内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利侵害

１　「英霊」顕彰と兵士の動員

国家が戦争を遂行するためには，兵士が必要である。兵士を動員する方法として，日本国は，戦前にあっては，徴兵制度を最大限に活用したが，これとともに戦死者を「英霊」として顕彰する制度を積極的に活用した。

「国のために喜んで死ぬ」兵士を育成するために，学校教育のなかに神社参拝，靖國神社参拝が組み込まれ，また，「国のために死んだら英霊として靖國神社に祀られ顕彰される」という観念が日々維持強化された。行政の長たる内閣総理大臣の靖國神社参拝は，こうした観念を具体的に可視化するものであり，その効果は極めて大きい。

戦前における内閣総理大臣や天皇の靖國神社参拝は，英霊の顕彰という意味付けをとおして兵士を動員する有力な精神的施策であった。

２　安倍首相の本件参拝と「戦争準備」

ア　憲法前文に平和的生存権を掲げ,戦争放棄を規範とする憲法９条のもとでは,当然のことながら徴兵による兵士の動員ということはない。

しかし，攻撃する実力を備えている自衛隊は今や現代の戦争を担える組織となっている。被告安倍を内閣総理大臣とする安倍政権は，自衛隊による集団的自衛権を行使するための準備を整えつつあり，また，日米新ガイドラインによって日本の自衛隊とアメリカ軍の一体化がますます進み，「戦争をしない国」から「いつでも戦争ができる国」に変貌した状況にある。自衛隊員はいつでも死に直面する事態に出動しなければならなくなっている。当然のことながら，個々の自衛隊員においても，生きることは死ぬことよりも優先される。しかし，これを認めてしまうと，戦争における実力部隊として自衛隊を投入することはできない。そこで，ここにおいて，戦前における「英霊の顕彰」を復活させなければならない。安倍政権が推進する集団的自衛権の行使を可能とするためには，内閣総理大臣によって，「国のために喜んで血を流し，命を投げ出し」，死んだ後も「英霊」として「尊崇」される「靖國の精神」の普及が必要であり，靖國神社参拝は，被告安倍の軍事力強化政策にとって必要不可欠である。

イ　戦前，国は，靖國神社と一体となって，人々を戦争に駆り立てる際に，若い男性を兵士として動員する一方，女性を「靖國の妻」，「靖國の母」として，戦死者の「名誉ある死を喜ぶ」存在に仕立て上げていった。

被告安倍の本件参拝は，安倍政権における軍事戦略と併せ考えると，「英霊の後に続け」という「靖國精神」を，現在の自衛隊と国民一般において復活させようとするもの，そしてその結果をもたらすものであることが明らかである。

「内閣総理大臣」という肩書を捨てず，事前に参拝情報を流し，公用車で乗り付け，マスメディアを利用して若者を含む内外の人々への発信・喧伝効果を狙った仰々しいイベントである本件参拝はまさしく，若者たちへの強烈な戦争動員へ

のメッセージそのものであり，「靖國の精神」の普及を図る行為である。

若者は，本件参拝をメディア等を通じて見させられて，そのメッセージの受容を強いられ，「自らが」「戦争に参加せよ」と言われているのだとショックを受け，おぞましく，恐怖におののいた。また，ヘイト・スピーチに見られるように，戦争に反対を唱える意思を表明することを抑圧されるという凄まじい萎縮効果を生んでいる。

こうして，本件参拝とその受入れは，若者の平和的生存権，内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利を侵害している。権利侵害が抽象的なものではなく具体的なものであることは，本件訴訟における補助参加人の前記ヘイト・スピーチによっても明らかである。自らの権利侵害を訴える裁判手続においてさえ，若者が氏名を明らかにしてかかる権利侵害の主張が困難になっている。本件参拝が若者の平和的生存権，内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利を侵害していることはもはや明らかであるといわなければならない。

以上